



# 島根県報

令和5年10月13日（金）

第 4 5 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（森林整備課）	2
指定漁船調書の縦覧（2件）	（水産課）	3
漁業災害補償法の規定による同意	（沿岸漁業振興課）	4

### 【訓 令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	（人事課）	4
--------------------	-------	---

### 【特定調達公告】

島根県自動車管理業務に係る随意契約の相手方等	（総務事務センター）	5
運転者管理システム機器の賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（警察本部）	5

### 【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		6
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		6
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		7

### 【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	（警察本部）	7
-----------------	--------	---

**告 示****島根県告示第677号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和5年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
三上 博信	内科、消化器内科	三上医院	邑智郡邑南町山田33-6	令和5年9月29日

**島根県告示第678号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(7) 主伐は、択伐による。  
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第679号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 届出事項****(1) 発起人の住所及び氏名**

松江市古志原七丁目24-3 矢野順一  
〃 朝酌町594 吉岡和弘  
〃 堂形町540-2 伊藤智隆

**(2) 加入区**

宍道湖東部加入区

**(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称**

宍道湖漁業協同組合

**2 指定漁船調書の縦覧****(1) 縦覧期間**

告示の日から15日間

**(2) 縦覧場所**

宍道湖漁業協同組合

**島根県告示第680号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 届出事項****(1) 発起人の住所及び氏名**

松江市秋鹿町1708 田中 学  
〃 秋鹿町4802-5 仙田安春  
〃 魚瀬町763-23 村松和安

**(2) 加入区**

松江市加入区

**(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称**

漁業協同組合 J F しまね

**2 指定漁船調書の縦覧****(1) 縦覧期間**

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第681号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 加入区の名 称

五箇・都万

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

訓 令

島根県訓令第12号

本 庁  
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

別表東京事務所の項を削り、同表隠岐支庁の項中

4週間ごとの期間について、 1週間当たりの勤務時間が 38時間45分になるように所属 長が割り振る。
同 左

を

同 左
所属長は、勤務時間が7時間

に改める。

45分の場合は1時間の休憩時間を勤務時間の中途に置く。
-----------------------------

」

**附 則**

この訓令は、令和5年10月13日から施行する。

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 役務の名称及び数量  
島根県自動車管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年8月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ごうぎんリース株式会社 代表取締役 杉原 伸治 島根県松江市白潟本町63番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
348,886,530円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年10月13日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

- 1 件名及び数量  
運転者管理システム機器の賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月24日

## 4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

## 5 落札金額

60,053,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

令和5年7月18日

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第65号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和5年10月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
地経塾	高橋 昌兵	高橋 和子	出雲市中野町865番地3 スズラン I 205号室	令和5年9月8日

**島根県選挙管理委員会告示第66号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和5年10月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

## 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党赤来町支部	山崎 英樹	主たる事務所の所在地	飯石郡飯南町小田253	飯石郡飯南町野萱173 - 1	令和5年7月21日
		代表者の氏名	山崎 英樹	早樋 徹雄	
自由民主党島根県文教振興支部	山下 俊介	代表者の氏名	山下 俊介	玉木 健三	令和5年7月3日

## 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	

島根県税理士 政治連盟	安原 満	主たる事務所 の所在地	出雲市今市町北本町 3-3-17	出雲市武志町1017	令和5年8月24日
		代表者の氏名	安原 満	細木 貞彦	
島根県社会保 険労務士政治 連盟	安食 賢	会計責任者の 氏名	河野 啓	岡田 翼	令和5年5月25日

### 島根県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年10月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

#### 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党島根県松江市第二支部	細田 重雄	令和5年8月1日

#### 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
かりの正文後援会	森山 巖	令和4年4月30日
寺戸しんじ後援会	寺戸 真二	令和5年9月20日

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第15号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

令和5年10月13日

島根県公安委員会委員長 金崎 智枝

#### 1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

#### 2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	令和5年11月28日（火）から同年12月1日（金）まで及び同年12月5日（火）から同月7日（木）ま	9：00～17：00 （12月5日及び同月6日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館

	で		
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	令和5年11月28日（火）から同年12月1日（金）まで及び同年12月5日（火）から同月7日（木）まで	9：00～17：00 （12月1日は12：00まで、同月5日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	令和5年11月28日（火）から同年12月1日（金）まで及び同年12月5日（火）から同月7日（木）まで	9：00～17：00 （12月1日は12：00まで、同月5日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	令和5年11月28日（火）から同年12月1日（金）まで、同年12月6日（水）及び同月7日（木）	9：00～17：00 （12月1日は12：00まで）	

## 3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	令和5年12月1日（金）及び同月5日（火）から同月7日（木）まで	9：00～17：00 （12月1日は13：00～17：00、同月5日及び6日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	令和5年12月5日（火）から同月7日（木）まで	9：00～17：00 （12月5日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	令和5年12月5日（火）から同月7日（木）まで	9：00～17：00 （12月5日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加取得講習4号」という。）	令和5年12月6日（水）及び同月7日（木）	9：00～17：00	

## 4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号  
20人程度
- (2) 新規取得講習2号  
15人程度
- (3) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号  
5人程度
- (4) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号  
10人程度
- (5) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号  
5人程度

## 5 受講対象者

- (1) 新規取得講習



受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

(7) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

(イ) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受付期日	受付時間
新規取得講習 (1号、2号、3号及び4号)	令和5年10月23日(月)から同月27日(金)まで	9:00~11:30及び13:30~17:00
追加取得講習 (1号、2号、3号及び4号)		

イ 受講者の決定等

(7) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(イ) 令和5年10月30日(月)に予約専用電話に電話をかけた者に対して受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

(7) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。

(イ) 予約の際には、受講を希望する講習の区分（複数の講習の区分を希望することは、認めない。）、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(ウ) アの(7)の予約を行い、又はイの(イ)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したこととはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)のイの(イ)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

令和5年10月31日（火）から同年11月2日（木）まで、同月6日（月）及び同月7日（火）の午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）。

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

(7) 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

(イ) 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通

a 5の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 5の(1)のイに該当する者

5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

c 5の(1)のウに該当する者

5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5の(1)のエに該当する者

5の(1)のエに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

e 5の(1)のオに該当する者

5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(ウ) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しない。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ 新規取得講習2号 38,000円

ウ 新規取得講習3号 38,000円

エ 新規取得講習4号 34,000円

オ 追加取得講習1号 23,000円

カ 追加取得講習2号 14,000円

キ 追加取得講習3号 14,000円

ク 追加取得講習4号 10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載

するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

- (2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から午前8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から午後0時50分までの間に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。